

市第90号議案

青少年施設の指定管理者の指定

次のように青少年施設の指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市青少年交流センター及び 横浜市青少年育成センター	中区住吉町4丁目42番地の1	財団法人横浜市青少年育成協会 理事長 川本守彦	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
横浜市野島青少年研修センター	同	同	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市青少年交流センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）